

**破産会社との合意により普通預金から振り替えた拘束性預金を受働債権とする
相殺について破産法 71 条 1 項 2 号該当性を否定した事例**

【文 献 種 別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 令和 4 年 11 月 9 日
【事 件 番 号】 令和 2 年（ワ）第 441 号
【事 件 名】 預金払戻事件
【裁 判 結 果】 請求棄却
【参 照 法 令】 破産法 71 条 1 項 2 号
【掲 載 誌】 金判 1666 号 23 頁
◆ LEX/DB 文献番号 25595107

弁護士 籠池信宏

事実の概要

1 破産会社は、建築工事請負業者であり、被告銀行に開設した普通預金口座（本件普通預金口座）において顧客からの請負代金の振込入金を受けていた。

2 被告は、平成 30 年 1 月 31 日、破産会社に対し、弁済期を同年 6 月 29 日として、1 億 5000 万円の手形貸付けをした（本件貸金債権）。

3 被告は、平成 30 年 10 月 16 日、破産会社から、メインバンクと再建計画を策定するに当たり、本件貸金債権のリスケジュール（返済猶予）の要請を受けた。これに対し、被告は、既に弁済期を経過している本件貸金債権を含む債権については従前どおり返済を要請する旨の意向を示した上で、破産会社がメインバンクと再建計画を策定するに当たり、融資残高を維持するという限度で要請に応じることとした。すなわち、被告は、破産会社の顧客から破産会社に対する請負代金の支払として本件普通預金口座に振込入金されると、その時点で即時に融資金の返済に充てるのではなく、同入金額を別段預金へと振り替えることで融資残高を維持することとし、破産会社にその旨を告げた。破産会社は、顧客から本件普通預金口座に振込入金された金額を別段預金に振り替える旨の出金伝票に押印することはしなかったが、被告から示された方針に同意した（本件合意）。

4 平成 30 年 10 月 26 日から同年 12 月 7 日までの間に、破産会社の顧客から本件普通預金口座に合計金 1 億 108 万 1979 円の振込入金がなされた。これらの振込入金から合計金 9082 万

1979 円が別段預金（本件別段預金）にその都度振り替えられ（本件振替行為）、そのうち 4898 万円はさらに定期預金口座（本件定期預金口座）に振り替えられた。

5 その後、破産会社のメインバンクを中心とした破産会社の再建計画の策定は頓挫し、被告は、平成 30 年 12 月 14 日、メインバンクが代位弁済の手续に入ったことを覚知した。

6 被告は、平成 31 年 1 月 9 日付け相殺通知書により、破産会社に対し、平成 30 年 12 月 19 日をもって、本件貸金債権の内金たる元利金 9082 万 2536 円（自働債権）と、本件普通預金口座に係る普通預金元金（本件別段預金の残高と同額である 4184 万 1979 円）並びに本件定期預金口座に係る定期預金元金（本件定期預金口座の残高 4898 万円）及びその利息 557 円の合計 9082 万 2536 円の各預金債権（受働債権）とを対当額で相殺するとの意思表示をした（本件相殺）。

7 破産会社は、令和元年 7 月 26 日、破産手続開始の決定を受け、原告が破産管財人に選任された。

8 原告は、本件相殺が破産法 71 条 1 項 2 号に違反し無効であるとして、破産会社と被告との預金契約に基づく預金払戻請求権に基づき、被告に対し別段預金残高 4184 万 1979 円と定期預金残高 4898 万円の合計 9082 万 1979 円及び遅延損害金の支払を求めて本訴を提起した。

判決の要旨

1 「…被告は、破産会社の再建計画の策定に

向けた動き等を踏まえ、本件貸金債権の残高を維持しつつ、顧客から振込入金された請負代金を本件貸金債権の弁済に確実に充てるために、本件合意に基づき、本件普通預金口座に係る預金の一部を本件別段預金へと振り替えたことが認められる。そうすると、本件別段預金は、本件合意後の事情の変更がない限り、一般的な普通預金とは異なり、破産会社が自由に払戻しを求めることができない性質のものであったと認められる。」「本件合意に基づき行われた本件振替行為は、…取引条件等を変更することにより、本件普通預金口座に係る預金の拘束性を高めるものといえる。そうすると、本件合意は、取引条件等の変更に関する財産処分契約に当たると解する余地のあるものといえる。」

2 「しかしながら、…本件普通預金口座には、…平時における取引と同様に、顧客からの請負代金の支払としての振込入金があり、同振込入金が、本件普通預金債務の負担原因となっているものである。そうすると、本件合意は、上記のとおり被告が負担した本件普通預金債務について、その取引条件等を変更して預金の拘束性を高めるものではあるが、このことをもって、顧客からの請負代金の支払としての本件普通預金口座への振込入金という債務の負担原因についてまで変更されたものと解することは困難といわざるを得ない。したがって、本件合意が財産処分契約に該当すると解したとしても、本件別段預金は、顧客からの振込入金によって被告が負担した本件普通預金債務の取引条件等が変更されたものにすぎないから、本件合意により債務を負担した場合には当たらないというべきである。」

3 「なお、…本件貸金債権と本件普通預金債務に係る債権とは上記の各振込入金がされた各時点で既に相殺適状にあり、被告には相殺に対する期待が生じていたのであって、実際にも、被告が同各時点で相殺することが可能であったものである（本件普通預金は、本件別段預金と異なり、破産会社が自由に払戻しを求めることができるものであるが、被告は、破産会社が払戻請求をした場合には、直ちに相殺の意思表示をしたというべきである。）。」

4 「以上によれば、本件相殺は、その余の点について判断するまでもなく、破産法 71 条 1 項 2 号に違反するとはいえないから、有効である。」

判例の解説

一 破産法 71 条 1 項 2 号の趣旨

債務者が経済的に破綻して債権の実価が低下したとしても、債権者が債務者に対して債務を負担していれば、債権者は相殺によって債権を額面額どおり回収することができる（相殺の担保的機能）。相殺の担保的機能に着目すれば、債権者の債務者に対する新たな債務負担は、担保の取得と同視することができる。したがって、債権者平等の観点からは、支払不能認識後の担保取得が偏頗行為否認の対象となり得るのと平行に、債権者が支払不能認識後に債務者に対して債務を負担したときは、原則として当該債務を受働債権とする相殺は禁止されるべきであると考えられる。

もっとも、支払不能は、外部的表示行為を伴わない債務者の実質的経済状態に係る概念であるから、第三者が支払不能の事実を明確に識別することは困難であり、支払不能後の債務負担を一律に相殺禁止の対象とすれば、債務者のキャッシュフローを重視した継続的信用供与取引に対する萎縮効果が懸念される。

そこで、破産法 71 条 1 項 2 号（以下「本号」という）は、政策的考慮から、支払不能後に負担した債務について相殺が禁止される場合を、2つの類型に限定している。すなわち、本号前半部分は、専ら破産債権との相殺に供する目的（専相殺目的）で破産者の財産の処分を内容とする契約（財産処分契約）を締結することによって債務負担した場合を、本号後半部分は、債権者が既に発生している他人の債務を引き受けることによって債務負担した場合を、相殺禁止の類型として規定している。

本件は、本号前半部分に規定する相殺禁止類型の該当性が問題とされた事案である。

二 「財産処分契約」・「専相殺目的」の意義

「財産処分契約」・「専相殺目的」の要件は、継続的信用供与取引の保護の考慮のもと、相殺禁止の対象を「平常の取引」から突出した債権回収のための行為に限定する趣旨のものである。「財産処分契約」は、破産者の財産の処分を内容とする契約が債務負担の原因となっていることを要求し、行為の客観的態様の面から対象を限定している。「専相殺目的」は、他に当該契約を締結する必要性に乏しく債権回収の目的があるが故に当該

契約を締結したと認められることを要求し、主観的態様の面から対象を限定している¹⁾。

「財産処分契約」の典型例としては、破産者が不動産等の財産を債権者に売却する場合が挙げられる。他に当該取引の必要性が乏しければ、売買代金債務との相殺による債権回収を意図したものとして「専相殺目的」が認められ、相殺禁止の対象となる。他方、債務者が自身の銀行口座に振込入金する行為は、金銭の所有権移転を伴うことから「財産処分契約」に該当すると解されるが、日常的な入金取引であれば、通常は「専相殺目的」を欠くものとして相殺禁止の対象外となる。一般的に「財産処分契約」が通例的取引であれば「専相殺目的」を否定する方向に働き、「財産処分契約」の非通例性が強ければ「専相殺目的」を肯定する方向に働く。このように「専相殺目的」と「財産処分契約」は独立的に捉えるのではなく、取引の経緯、態様等を踏まえて相関的に判断される。

本事案に関連する論点として、第三者による債務者預金口座宛て振込入金の「財産処分契約」該当性については争いがある。債務者の行為が存在しないことから否定する見解が一般的であるが、債務者が第三者に振込口座を指定した場合は、債務者自身による振込入金と同視して「財産処分契約」該当性を認める余地がある。金融機関たる債権者が債務者の預金口座をロック（出金拒否）した後になされた第三者による振込入金についても同様に解される²⁾。債権者による預金口座のロックは、相殺による債権回収を意図した措置にほかならず、第三者の振込入金を回避しない債務者の対応は、当該措置に対する黙示の同意（消極的財産処分）として「財産処分契約」該当性を見出すことができよう³⁾。

三 相殺権の保障の正当化理由——合理的相殺期待の保護

破産法は、支払不能を債権者平等の確保が要求される基準時として位置づけ、倒産手続開始の効果の前倒し（破産遡及）を認める。破産遡及の考え方を前提とすれば、支払不能を知った債権者の利益状況の改善は許されず、その後に負担した債務を受働債権とする相殺を禁止するのが原則的規律となる。他方、相殺権の保障は、相殺権者に対して優先的満足を与える実質を持つところ、かかる優遇の正当化理由は、根源的には「合理的相殺

期待の保護」（基準時に合理的相殺期待を具備していたこと）に求められる。

このような理解を敷衍すると、本号の規律は、債権者債務者間の継続的取引下で想定される「平常の取引」に基づく債務について、債権者の合理的相殺期待を保護する観点から、相殺禁止の類型を限定したものであると解される。したがって、本号の要件該当性の判断に際しては、既存の継続的取引下における「平常の取引」に基づく「合理的相殺期待」の有無・範囲を基礎として、対象となる取引行為がこれを超えて債権者の利益状況（債権保全状況）の改善をもたらすものであるか否か、が重視されるべきであろう。

四 本判決の検討

本判決の判旨には疑問がある。

1 「財産処分契約」・「専相殺目的」の要件該当性

要求払預金である普通預金を自由な払戻しができない別段預金へ振り替える行為は、預金の拘束性を高めるものであって、預金の積み増しと同視される。よって、これが破産会社の同意（本件合意）のもとで行われたのであれば、「財産処分契約」該当性は否定し難い。

本件振替行為は、非通例的行為であり、預金拘束を通じて相殺による債権回収の引当てとなる預金残高を積み増し、債権保全額の増加を図る措置であるから、「専相殺目的」も認められる。

2 合理的相殺期待の有無・範囲

本判決は、「本件貸金債権と本件普通預金債務に係る債権とが振込入金がされた各時点で既に相殺適状にあり⁴⁾、被告には相殺に対する期待が生じていた」旨説示する。

しかし、被告は、本件普通預金口座の開設銀行であったにとどまり、振込指定合意等のように破産会社の顧客からの振込入金を具体的に期待できる事情もなかったのであるから、将来の顧客からの振込入金を原因とする債務負担（振込入金の累積額）について合理的相殺期待があったとは認められない⁵⁾。普通預金は要求払預金であるから、「平常の取引」を基礎とする合理的相殺期待は、日常業務による入出金を前提とする流動性を維持した状態での通常の預金残高相当額の範囲で認められるべきであろう。

3 本件合意による債権者の利益状況の改善

本件合意は、既存の預金の振替ではなく、本件

合意後に顧客から振り込まれた預金をその都度拘束預金に振り替えることを内容としている。被告は、本件合意に基づく預金拘束を通じて、合意後の顧客の振込入金を拘束預金として集積し、当該預金を受働債権とする相殺による債権回収に繋げている。上記2のとおり、本件合意前の被告の合理的相殺期待の範囲は、通常の預金残高相当の範囲に留まると解され、それとの対比では、本件合意は被告の利益状況（債権保全状況）を大きく改善するものと評価できる。実態としても、本件合意は、預金拘束がなければ預金払戻しを通じて事業活動に充てられるなどして一般債権者の責任財産に留まっていたであろう財産を、被告固有の回収引当財産に振り替える性質の行為であるから、「新たな担保の取得」と同視できる⁶⁾。

よって、破産会社の支払不能後に被告がそれを認識して本件合意がなされたのであれば、本件相殺は本号により無効とすべきであろう⁷⁾。

4 支払不能の認定

本事案は、メインバンクとの再建計画の策定を前提とした返済猶予の要請を契機として本件合意がなされ、その後、再建計画の策定が頓挫して破産したという経緯を辿っており、返済猶予要請の時点での支払不能の有無が、本件相殺の可否を決する重要争点となる⁸⁾。

事業再生 ADR 等の準則型手続に則って私的整理が進められる限りにおいては、支払不能に該当しないと解するのが一般的な理解である⁹⁾。ただし、準則型手続では、債権者平等と事業継続支援の観点から、対象金融債権者において返済猶予要請後の債権保全行為を控えることが前提とされている¹⁰⁾。この点、本件合意は、流動性預金を拘束して被告固有の回収引当財産とし、破産会社の資金繰りの悪化を助長する措置であるから、準則型手続の理念に背馳している。こうした準則型手続の公序に反する措置を行った債権者が、準則型手続による返済猶予を援用して支払不能・支払停止非該当の主張をすることには、否定的な見方が強い¹¹⁾。また、本事案では、破産会社が準則型私的整理手続中であつたか詳らかでないが、そもそも返済猶予要請が準則型手続に準拠したものでなく、メインバンクによる再建計画策定・成立の蓋然性が低ければ、支払不能と認定される公算が高いであろう。

五 検討を要する関連論点

本事案では争点になっていないが、①返済猶予要請の支払停止該当性を前提とした破産法 71 条 1 項 3 号による相殺無効¹²⁾、②返済猶予要請後の拘束預金の反公序性を理由とする相殺権濫用法理による相殺無効¹³⁾、についても議論の余地がある。紙幅の関係上、論点の指摘にとどめる。

●——注

- 1) 小川秀樹編著『一問一答新しい破産法』（商事法務、2004 年）115 頁以下。
- 2) 伊藤眞ほか編『新破産法の基本構造と実務（ジュリ増刊）』（2007 年）474 頁以下。
- 3) 本事案では、第三者による振込入金後の預金拘束について債務者の明示の同意が認定されており、そうであれば「財産処分契約」該当性は否定し難いと思料される。
- 4) 被告は返済猶予の要請を容れて融資残高維持に応じていたとのことであるから、厳密には相殺適状ではなく、破産会社を失期させ相殺実行できる状態であったとの趣旨であろう（実務上、金融機関は、相殺適状の創出に際して失期通知を発出するのが通例であるし、返済猶予に応じていたのであれば法的にもその必要があろう）。ただし、仮に、被告が破産会社を失期させて相殺実行に及べば、破産会社は顧客からの振込口座を他の金融機関に変更したと目される。かような点に鑑みれば、将来の顧客の振込入金について、被告に合理的相殺期待は認められないと解される。
- 5) 銀行の預金債務負担原因が普通預金契約に過ぎないときは合理的相殺期待を否定するのが判例通説である（最判昭 60・2・26 金法 1094 号 38 頁参照）。
- 6) 伊藤眞『破産法・民事再生法（第 5 版）』（有斐閣、2022 年）534 頁脚注 129。
- 7) 全国倒産処理弁護士ネットワーク編『破産実務 Q&A220 問』（きんざい、2019 年）281 頁 [本山正人]。
- 8) ただし、本判決では、支払不能に関する判断はなされておらず、評価根拠・障害事実も十分に検討、摘示されていない。控訴審での解明が待たれる。
- 9) 全国倒産処理弁護士ネットワーク編『私的整理の実務 Q&A140 問』（きんざい、2016 年）379 頁 [小林信明]。
- 10) 前掲注 9)『私的整理の実務 Q&A140 問』339 頁 [山宮慎一郎]。
- 11) 伊藤眞・前掲注 6) 54 頁以下。
- 12) 準則型手続に拠らない返済猶予要請は支払停止に該当する可能性がある（伊藤眞・前掲注 6) 54 頁）。
- 13) 多比羅誠編著『進め方がよくわかる私的整理手続と実務』（第一法規、2017 年）455 頁。